特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白子町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の 不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し ている。

評価実施機関名

白子町長

公表日

令和4年1月18日

[平成31年1月 様式2]

8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

健康福祉課

関連情報							
1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
事務の名称	予防接種関係事務						
事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。						
システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー						
2.特定個人情報ファイルを	참						
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル							
3.個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条						
4.情報提供ネットワークシ	・ ・ステムによる情報連携						
実施の有無	 (選択肢> (実施する) (実施する) (実施しない) (3)未定 						
法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の16の2項 内閣府・総務省令第7号 第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、別表第二の第17、18、19項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条						
5.評価実施機関における	担当部署						
部署	健康福祉課						
所属長の役職名	健康福祉課長						
6.他の評価実施機関							
7.特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	健康福祉課						

しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	13年12月1日 時点				
2.取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1.提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[基礎	項目評価書	<u>₹</u>		<選択肢 > 1) 基礎項目評(2) 基礎項目評(3) 基礎項目評(西書及び重	点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	いては、それぞれ重	i点項目評 [。]	価書又は全項目評価書におい		
2.特定個人情報の入手(†	青報提供は	ドットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され		
3.特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され		
4.特定個人情報ファイルの	ρ取扱いσ	多託			[]]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5.特定個人情報の提供・移転	云(委託や情	青報提供ネットワー	クシステムで	を通じた提供を除く。)	[]#	是供・移転しない
不正な提供·移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢 > 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され		
6.情報提供ネットワークシ	ステムとの	D接続		[]接続しない(入手)	[] *	妾続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7.特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か]	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8.監査						
実施の有無	[]	自己点検	[]	内部監査 []	外部監査	
9.従業者に対する教育・自	等発					
従業者に対する教育・啓発	[-	十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	13